

上下水道だより

問 お客さまセンター (☎73・3988 FAX73・6288)



家庭からの排水について、今一度確認をお願いします

家庭から出る生活排水は、下水処理場で浄化され、川や海に戻されます。下水道は、自然や私たちの生活環境を良くするうえで必要不可欠なものです。清潔で快適な暮らしを続けるために、家庭で簡単にできる取り組みをご紹介します。

1 料理で使った食用油や生ごみなどを下水道管に流さない



油や生ごみを流すと、詰まりや悪臭の原因となります。使用した油は新聞紙などで吸い取るか、凝固剤で固めて燃えるごみとして処分してください。生ごみは水気を切り、燃えるごみとして出しましょう。

2 トイレには水に溶けないものを流さない



水洗トイレにはガム、たばこ、紙おむつ、新聞紙など水に溶けないものは流さないでください。便器が詰まった場合、軽度ならラバーカップを使って詰まっているものを取り除くことができます。

3 トイレや排水管が詰まったときは



排水設備指定業者 ▶

排水管が詰まったときは、排水設備業者へ修理を依頼してください。修理費用は個人負担です。市HPに排水設備指定業者の一覧を掲載しています。依頼した内容以外の作業を行い、高額な料金を請求するなど悪質な点検商法には十分に注意してください。

貯水槽水道を設置されている皆さんへ

貯水槽水道の維持管理は、設置者もしくは管理者の責任で定期的な清掃と検査、日常の適正な維持管理に努めてください。

1 残留塩素濃度は適正ですか

気温が高くなると、貯水槽内の水の残留塩素が消失しやすくなります。適正な残留塩素を保持できるよう維持管理を行い、残留塩素濃度が水1リットルあたり0.1mg未満となった場合は、すぐに原因を調査し、対策をとってください。

2 年に1回以上、定期に清掃と検査を

(1) 清掃は専門業者に依頼を

貯水槽の衛生管理は、水の安全を確保する上で大切です。清掃業者を選ぶ際は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく、都道府県知事の登録を受けた業者(建築物飲料水貯水槽清掃業)の一覧などを参考にしてください。



▲兵庫県建築物飲料水貯水槽清掃業者一覧

(2) 検査は登録検査機関で

検査は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関へ依頼してください。



▲検査機関一覧

問 給排水設備課 (☎73・3691 FAX72・5381)

水道水フッ素およびその化合物検査結果

いずれも水質基準を満たしており、安全です。

水道水フッ素およびその化合物検査結果		
採水場所	系統	採水月日
		5月9日
すみれが丘	惣川浄水場	0.16
ゆずり葉台	惣川浄水場(生瀬経由)	0.17
長尾台	小浜浄水場(川面経由)	0.25
安倉中	小浜浄水場	0.32
東洋町	阪神水道	0.08
中山桜台	小浜・県営水道	0.14
大原野	小浜・県営水道	0.20
武庫山	惣川・阪神水道	0.15

単位 = mg/L、厚生労働省の水質基準は0.8mg/L以下です

問 浄水課(水質検査室) (☎83・6940 FAX83・6941)

水道メーターの法定取り替え

水道メーターは、法律で有効期間が8年と決められており、地域ごとに取り替えています。7月の取替対象地区は以下のとおりです。対象者には事前に取り替え予定日などを記載したお知らせを投函します。都合の悪い場合はお知らせに記載している委託業者に連絡をお願いします。

実施期間：7月20日(木)～8月24日(木)

対象地区：清荒神、宮の町、武庫川町、栄町、川面、御殿山、桜が丘、すみれが丘、川面字長尾山、今里町、星の荘、三笠町、泉町、寿町、安倉北、安倉中、安倉南、安倉西、弥生町、小浜、美座、向月町、鶴の荘、旭町、米谷

問 お客さまセンター (☎73・3988 FAX73・6288)